#### 第62号議案

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、兵庫県内の全ての市町と協議するため、同法第291条の11の規定により、別紙のとおり市議会の議決を求める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

## 提案理由

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、関係地方公共団体と協議を行うもの。

#### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、次のように兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、兵庫県内全ての市町と協議する。

記

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年兵庫県指令市振第2297号)の 一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

# 地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合(変更された場合を含む。)における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項から第8項まで省略)

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表 (案)

(\_\_\_\_\_は改正部分を示す。)

改 正 (広域連合の処理する事務) (広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和5 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和5 7年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び 7年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。) に規 定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処 高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連 合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随す 理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、 る事務を処理する。 関係市町が処理する。 (1) 被保険者の資格の管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 (広域連合の経費の支弁の方法) (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略) 第17条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表の規定 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2の 規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。 に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

(削る)

別表第1 (第4条関係)

(1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付

(3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付

(2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し

	(4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡
	(5) 保険料に関する申請の受付 (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務
別表(第17条関係)	別表第2(第17条関係)
(略)	(略)